

分かりやすい山村振興計画の作り方 作成要領

振興山村市町村は山村振興法第8条の規定に基づき山村振興計画を作成することができます。

山村振興計画に基づく事業については、国の助成その他の措置が講じられることになっています。

山村振興計画を作成していない振興山村市町村においては、山村振興を計画的に進めるためにも、山村振興計画を作成するのが望ましいと思います。

このため、今回、全国山村振興連盟では、農林水産省農村振興局地域振興課のアドバイスを得て、「**分かりやすい山村振興計画の作り方 作成要領**」とりまとめ、当連盟のHP (<http://sanson.or.jp>) に掲載しましたので、これを参考に山村振興計画を作成していただきたいと思います。